

ティラワ地区インフラ開発計画(フェーズ3)【ミャンマー】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 令和7年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ミャンマー連邦共和国
(2) 案件名	ティラワ地区インフラ開発計画(フェーズ3)
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件などを含む	ティラワ経済特別区(SEZ)において、既設のティラワ火力発電所をコンバインドサイクル化することにより、発電能力の強化を図り、もってミャンマーの経済・社会発展に寄与するもの。 事業内容 ・土木工事、機器調達 ・コンサルティング・サービス ア 閣議決定日：令和2年3月31日 イ 供与限度額：73.39億円 ウ 金利：0.01% エ 償還(据置)期間：40年(10年) オ 調達条件：一般アンタイド
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業の計画当初、ミャンマー国内向けの発電可能容量は約4,600MWと想定される中、ミャンマーの電力需要は経済発展に伴い急激な伸びを見せており、当時の電力マスタープランでは、2020年の最大電力需要は、ハイケースで4,531MW、ローケースでも3,862Wまで大幅に増加すると見込まれていた。他方で、需要予測の急速な伸びに対して電力供給能力が追いついておらず、現地では停電が発生するなど、発電能力の強化を図る必要があった。 現在も、ティラワ地区を含むヤンゴン管区内では電力不足に伴う1日16時間以上の計画停電が続いており、一般市民の生活に影響が生じていることから、本事業に関する社会的ニーズが引き続き認められる。 イ 事業遅延に関する経緯・現状

	ミャンマー情勢の影響により、事業の遅延が発生している。
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズは引き続きあるものの、2021 年のクーデターに伴いミャンマー情勢が不安定化しているところ、同情勢の推移を踏まえ、対応ぶりを慎重に検討する。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 ・ 国際協力機構の案件検索 ・ 国際協力機構の事業事前評価表 ・ そのほか国際協力機構から提出された資料